（様式6）地域防災計画の写し①

地区名	大治町全域	面積	15.46ha×41基＝634ha	区域	大治町全域

大治町地域防災計画

平成28年 3月

大治町防災会議

大治町地域防災計画（平成２８年３月）

第１編　風水害等災害対策計画編　第２章　災害予防計画
第７節　避難所・要配慮者施設・帰宅困難者対策
第１　指定避難所の指定・整備
５　指定避難所が備えるべき施設　３３ページの一部を抜粋

第２編　地震・津波災害対策計画　第２章　災害予防計画
第１０節 避難所・要配慮者施設・帰宅困難者対策
第１　指定避難所の指定・整備
５　指定避難所が備えるべき施設　２２５ページの一部を抜粋

5　指定避難所が備えるべき施設

指定避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

災害時の電源確保のため、町内の指定避難所(13ヶ所)及び救護所には自家発電機の整備を目指し、防災機能の強化を図るとともに、いかなる災害にも対応することができるよう複合的かつ総合的に装備の充実を図るものとする。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備し、避難所機能の確保に努めるものとする。

⑴　情報受発進手段の整備：防災行政無線、簡易無線機、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等

※簡易無線機については、消防団を中心とする地域住民が避難誘導、避難行動を円滑に行うための設備として整備するものとする。

⑵　運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

⑶　バックアップ設備の整備：投光器、災害用自家発電設備(固定式)、ポータブル発電機、コードリール等

※避難所開設時に幅広く電力を供給できるよう、発電機については固定式発電機と移動可能なポータブル発電機を整備するものとする。

【地震・津波災害対策計画のみに記載項目】

なお、固定式発電機については、地震後の浸水深を考慮し、浸水の被害の及ばない高さに設置するものとする。

（様式6）地域防災計画の写し②

地区名	大治町全域	面積	15.46ha×41基＝634ha	区域	大治町全域

大治町地域防災計画

平成28年 3月

大治町防災会議

大治町地域防災計画（平成２８年　３月）

第１編　風水害等災害対策計画編　第２章 災害予防計画
第８節　避難行動の促進対策
第１　気象情報や避難勧告等の情報伝達体制の整備　３８ページの一部を抜粋

第２編　地震・津波災害対策計画　第２章　災害予防計画
第１４節 避難行動の促進対策
第１　気象情報や避難勧告等の情報伝達体制の整備　２３４ページの一部を抜粋

第1　気象情報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

町は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、町内Wi-Fiネットワーク、IP告知システム等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

災害時においては、多種多様な情報の伝達手段の確保ができるよう、町内全域へのデジタル防災行政無線の整備を行うとともに、Jアラート自動起動システムを整備し防災行政無線と連携させることにより、住民への情報伝達手段の拡充拡大を図るものとする。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

（様式6）地域防災計画の写し③

地区名	大治町全域	面積	15.46ha×41基＝634ha	区域	大治町全域

大治町地域防災計画

平成28年 3月

大治町防災会議

大治町地域防災計画（平成２８年　３月）

第１編　風水害等災害対策計画編　第３章 災害応急対策計画
第３節　災害情報の収集、伝達計画
第１　災害に関する情報の収集及び伝達　６４ページの一部を抜粋

第3節　災害情報の収集、伝達計画　第1　災害に関する情報の収集及び伝達

災害時に町民へ確実に情報を提供するため、大治町防災行政無線、戸別受信機、広報車、サイレン、電話、メールサービス等複数の情報伝達手段を利用することとし、消防団を中心とする地域住民が避難誘導、避難行動を円滑に行うための設備として移動無線機・簡易無線機等の通信機器も地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

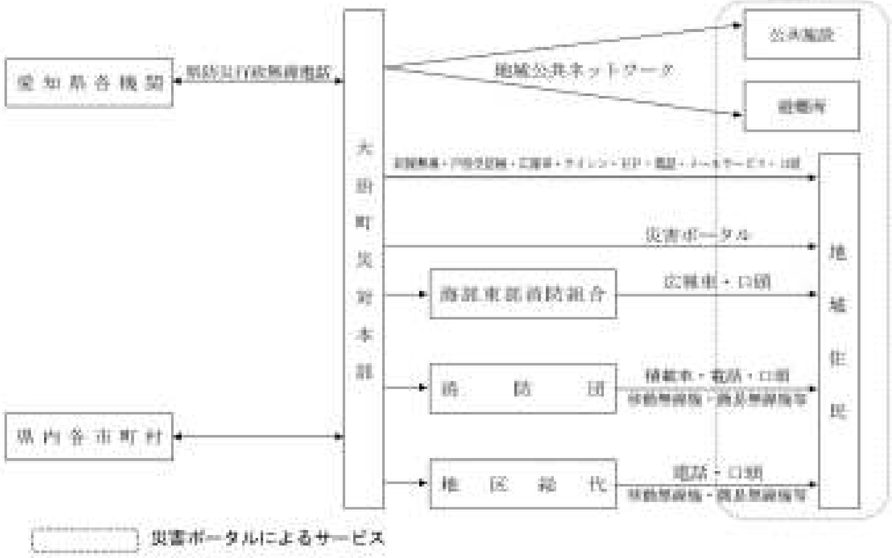

（様式6）地域防災計画の写し④

地区名	大治町全域	面積	15.46ha×41基＝634ha	区域	大治町全域

大治町地域防災計画

平成28年 3月

大治町防災会議

大治町地域防災計画（平成２８年３月）

第１編　風水害等災害対策計画編　第３章 災害応急対策計画
第４節　通信計画　第２　町防災行政無線　８８ページの一部を抜粋

第２編　地震災害対策計画　第４章　災害応急対策計画
第２節　通信計画　２７５ページの一部を抜粋

第4節 通信計画　第2　町防災行政無線

町は、災害に関する情報の収集、災害に関する予報、警報又はその他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達に町防災行政無線を利用し、緊急を要する町内の通信連絡を確保する。 なお、町防災行政無線の運用にあたり、常に無線局設備の機能が十分に発揮できるよう維持管理するとともに、住環境の変化や多様化・高度化する通信需要に対応するため、適宜、電波伝搬調査を実施するものとし、通信設備を現行のアナログ方式からデジタル方式へ移行するとともに、国から受信した緊急情報の自動放送を可能にするため、全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動機を整備し、防災行政無線と連係させるなど、より有効な通信手段の確保及び通信設備の整備に努めるものとする。

第2節 通信計画　第2　町防災行政無線

第１編3章第4節「通信計画」に定めるところによるほか、各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

また、各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り地域の円滑な情報の受伝達を行う。

（様式6）地域防災計画の写し⑤

地区名	大治町全域	面積	15.46ha×41基＝634ha	区域	大治町全域

大治町地域防災計画

平成28年 3月

大治町防災会議

大治町地域防災計画（平成２８年３月）

第１編　風水害等災害対策計画編　第３章 災害応急対策計画
第５節　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第１　避難のための準備情報・勧告・指示
３　避難の周知徹底　⑵　周知方法　９３ページの一部を抜粋

第5節　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1　避難のための準備情報・勧告・指示
3　避難の周知徹底
⑵　周知方法
ア　避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。
イ　伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、オフトーク通信、コミュニテイFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。
このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。